

会議録

1 附属機関の名称

犬山市下水道事業経営戦略改定審議会

2 開催日時

令和 5 年 8 月 1 8 日 (金) 1 0 時 0 0 分 ~ 1 1 時 3 0 分

3 開催場所

犬山市役所 2 階 2 0 1 会議室

4 出席した者の氏名

(1) 委員

岡田和明委員、奥村好樹委員、森岡万朱衣委員、小嶋孝行委員

(2) 執行機関

原市長、森川都市整備部長、丸井都市整備部次長、梅村下水道課長
小林課長補佐、日比野課長補佐、小野統括主査

5 議題

(1) 市長挨拶

(2) 委員委嘱

(3) 会長選任

(4) 諮問

(5) 審議事項

6 傍聴人の数

0 人

7 内容

(1) 市長挨拶

原欣伸市長より挨拶

(2) 委員委嘱

犬山市下水道事業経営戦略改定審議会委員 6 名を委嘱

(3) 会長選任

会長に岡田和明委員を選任

会長に事故があるとき職務を代理する委員に水谷隆一委員を選任

(4) 諮問

原欣伸市長より岡田和明会長に諮問

(5) 審議事項

資料により事務局から説明

8 質疑

委員

資料 P14 について、他自治体と比較して江南市の「汚水処理原価」が高い理由は？

事務局

江南市の整備時期は他自治体と比較して遅く、整備費用に係る単価の違いから、結果として「汚水処置原価」が高くなっていると思われる。

会長

(違う視点からの資料等) 他の資料があった方がいい等の意見も言っていただきたい。

委員

資料 P13 の犬山市の下水道使用料単価 102.24 円/m³の算出方法は？

事務局

計算式としては、(資料 P13 に記載のとおり)「使用料収入÷年間有収水量」により算出している。

使用料自体は、排出する水の量によって(条例の規定により)段階的に決まっている。

犬山市の下水道使用料単価 102.24 円/m³は、使用料収入を有収水量で割った平均値である。

会長

下水道使用料は、使用の有無にかかわらず必要な基本料金と、あとは、排出する量に応じて累進使用料となるため、たくさん排出した方は、使用料単価が高くなる仕組みである。

会長

資料 P12 の近隣自治体・類似自治体との比較について、自前で処理場を持っている自治体と、自前で処理場を持たず県の処理場で処理している自治体では、下水道使用料単価が変わってくる可能性があるため、処理場を有している自治体と、有していない自治体で分けて比較するべきではないか。

会長

資料 P16 の下水道使用料の改定状況について、汚水処理に係る費用にも影響が及ぶため、愛知県の(処理場に係る)維持管理費の今後の動向が分かる資料があると良いのではないか。

事務局

いずれも次回の審議会資料に反映させていく。

会長

資料 P20 の「供用開始後」は「整備開始後」ではないか？また、1971 年、1976 年、1978 年

の既存団地とは、どの団地なのか？

事務局

「供用開始後」は「整備開始後」である。1971年は大東グリーンハイツ、1976年は長者町団地、1978年は天神町である。

委員

資料 P20 に記載の整備状況について、2000年以降に整備延長の距離が減少している理由は？維持管理費や改築費等の増加が見込まれるから計画的にそのようになっているのか？

事務局

当時の状況を確認し、報告する。

委員

(前原台団地を除く前原地区の) 下水道整備計画が現在どのようになっているのか地元で聞かれた場合、どのように答えればよいのか？

事務局

現時点では、具体的な整備時期等は決まっていない。

委員

下水道の整備を進めるためにも、その財源を賄うため、どのようにしたら下水道使用料を上げることができるのかという話なのか？

事務局

具体的な整備計画がない区域をどうするのか、(一般会計から繰入しており、独立採算となっていない現状から、) 財源構成をどうするのかについて、(現在の犬山市下水道事業の懸案事項であり、) この審議会で検討していく。

委員

犬山市へ新規参入を検討している事業者からは、公共下水道を整備してほしい旨の要望を聞いている。

区域外流入や個別に浄化槽を設置するには多額の費用が必要となるため、助成金、補助金等を検討してはどうか？

下水道使用料の単価については、岐阜県(美濃加茂市、可児市等)との比較も必要ではないか？

稲沢市等の市街化調整区域が多い自治体の現状はどのようになっているのか？(市街化調整区域であっても公共下水道を引いている事例もあるのではないか？)

事務局

次回に向けて調査し、あらためて報告する。